

# 日進駅西土地区画整理組合 組合だより No. 8

令和7年  
7月発行

## ◆はじめに

盛夏の候、組合員の皆様には、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

第1期5年間につづき第2期においても、理事長を務めさせていただきます福岡幹雄でございます。微力ながら誠心誠意務めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。なお、工事の進捗状況につきまして、南地区は宅盤整地が完了し、U字溝を布設する段階に入っています。北地区は一次造成が完了し、宅盤整地も概ね一部完了する段階です。組合員の皆様には、土地の収益開始まで、もうしばらくお待ちください。

役員一同、土地区画整理事業の早期完成に努めてまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

日進駅西土地区画整理組合  
理事長 福岡 幹雄

## ◆第12回総会報告

本組合の第12回総会は、下記のとおり開催され、第1号議案から第4号議案まで上程し、慎重審議の末、全議案可決されました。

### 1.開催日時・場所

日時：令和7年6月29日（日）午前10時 場所：折戸公民館2階ホール

### 2.組合員の総数及び出席した組合員の数

組合員総数 65名 出席者数（委任状書面議決含む） 44名

### 3.議案審議

第1号議案 役員選挙(選任)について

第2号議案 定款の変更について

第3号議案 仮換地の一部変更について

第4号議案 保留地予定地の一部変更について

### 役員紹介

理事長	福岡 幹雄	設計工事係	星野 和三	代表 監 事	酒井 政治
副理事長	中川 清	換地移転補償係	中川 啓二	監 事	濱島 潤子
副理事長	福岡 義修	換地移転補償係	福岡 右三	監 事	福岡 誠史
庶務会計係	村瀬 公一				

## ◆組合の工事施工について

### ① 工 事 名：令和4年度 整地工事その2

施工期間：令和4年12月～令和7年10月、施工業者：徳倉建設株式会社

工事概要：南地区土工掘削・運搬工事、防災工事、調整池築造工事、道路築造

<南地区>

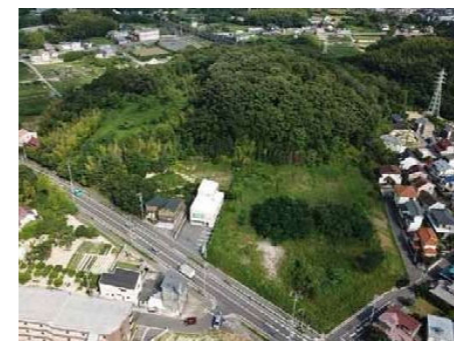


### ② 工 事 名：令和5年度 整地工事その2

施工期間：令和5年12月～令和8年3月、施工業者：徳倉建設株式会社

工事概要：北地区土工掘削・運搬工事、防災工事、調整池築造工事、道路築造

<北地区>

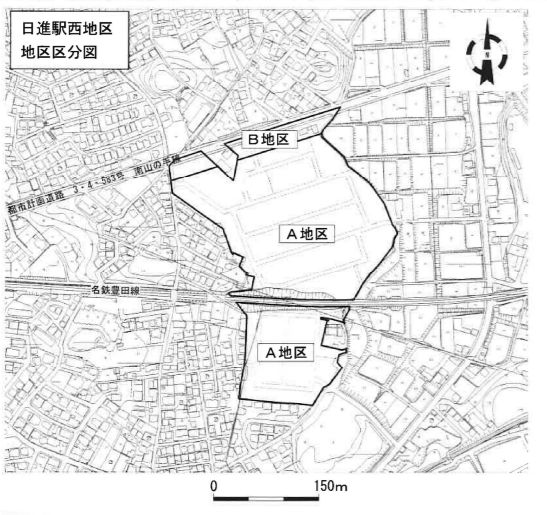


## ◆都市計画に関する資料

### まちづくりの方針

日進駅西地区は2地区に区分し、良好な住環境を保つよう建築物の整備・誘導を図るため、まちづくりの方針を定めています。

区分	まちづくりの方針	面積	用途地域	建蔽率	容積率
A地区	周辺地区との整合性を図りつつ、戸建て住宅を中心とする閑静な低層住宅地区とします。	約6.5ha	第一種低層住居専用地域	60%	100%
B地区	幹線道路沿道という交通便利性を活かした土地利用を図り、沿道サービス業務地区とします。	約0.6ha	第二種低層住居専用地域	60%	100%



### 日進駅西地区 地区計画の概要

日進駅西地区は、用途地域による建築物等の制限を設けています。周辺地区との整合性を図り、みどり豊かな住宅地を形成するため、以下の地区計画を定めています。

**壁面位置の制限**

建築物等の壁面は、境界線から0.5m以上後退してください。ただし、後退距離内でも、特例的に建築可能なものもあります。

**建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限**

屋根や外壁の色彩は、健全な住宅地にふさわしい意匠としてください。

**緑化率の最低限度**

敷地面積の15%以上を緑化してください。

**建築物等の用途の制限**

用途地域によって制限されていない建築物は建築可能です。ただし「公衆浴場」は、建築できません。

## ◆組合からのお願い

### ・所有権移転等をされた方へ

宅地及び建物等に関する権利に異動を生じたときは、当事者双方連署して組合にその旨を届け出てください。

(権利異動届は組合にありますので、お問い合わせください。)

### ・転居によるご住所を変更された方へ

組合員皆様方の転居によるご住所を変更された方は、『住所変更届』及び『住民票(写し)』を組合に必ずご提出ください。

(住所変更届は組合にありますので、お問い合わせください。)

### ・建築等の規制について(土地区画整理法第76条申請)

土地区画整理事業施行区域内では、組合設立認可の公告があった日の翌日から換地処分の公告の日まで、以下の行為について制限を受けることとなります。

1. 建築物その他の工作物の新築、改築、または増築を行う場合
2. 重量が5トンを超える物件の設置または堆積
3. 土地の形質の変更

これらに該当する行為を行う場合は、日進市長の許可が必要となり、一定の許可申請手続きをお願いすることになります。

この手続きは、事業の支障となる行為を排除し、円滑な事業推進を図るためのものです。

万一、無許可でこれらの行為を行ったり、許可条件に違反した場合は、土地の現状回復、建築物または工作物の排除を命じることがありますので、十分注意し、ご理解いただきたいと思います。

## ◆お問い合わせ先(組合事務所)

住所：〒470-0115

日進市折戸町中屋敷24 ロワイヤル24 201号

電話：0561(56)6866

FAX：0561(56)6925

開所日時：毎週火曜日・木曜日・金曜日

午前9時から午後3時まで

(ただし、正午から午後1時までは休務)



### 新旧用途地域対照図 日進駅西地区

縮尺 S=1/2000

縮尺 S=1/2000

